

# 公開用

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 11440000261

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏 名 有限会社須田工業  
代表取締役 須田 哲子

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

**複製厳禁**

前橋市長 山 本 龍

公開を目的とした  
許可証（写）です。

許可の年月日 令和4年4月1日  
許可の有効期限 令和11年3月31日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

最終処分（安定型）、中間処理（焼却）、中間処理（破碎）、中間処理（選別、破碎）、中間処理（破碎（移動式））

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### 最終処分（安定型）

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上5種類）

（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）

最終処分する廃棄物は建設工事に伴って発生したものに限る。

##### 中間処理（焼却）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（以上9種類）

中間処理（焼却）する金属くずは、木くずに付着するものに限る。

##### 中間処理（破碎）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上2種類）

##### 中間処理（選別、破碎）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上8種類）

##### 中間処理（破碎（移動式））

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上2種類）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃石膏ボードを除く。

## 2 事業の用に供するすべての施設

## (1) 最終処分場（安定型）

## ア 最終処分場の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 3 3 2 番 4 の一部

## イ 最終処分場の設置年月日

平成4年9月3日 使用開始

## ウ 最終処分場の埋立面積及び埋立量

埋立面積8,031m<sup>2</sup> 埋立量72,239m<sup>3</sup>

## エ 許可年月日及び許可番号

平成3年5月22日 設置届

## (2) 中間処理施設（焼却）

## ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 4 1 1 番 1、4 1 1 番 4 の一部

## イ 中間処理施設の設置年月日

平成5年1月27日 使用開始

## ウ 中間処理施設の最大処理能力

## (ア) 焼却施設

産業廃棄物の種類及び能力

汚泥 [5.2t/16h]

廃油 [6.9t/16h]

廃プラスチック類 [5.3t/16h]

紙くず [9.6t/16h]

木くず [9.6t/16h]

繊維くず [9.6t/16h]

動植物性残さ [9.6t/16h]

ゴムくず [6.8t/16h]

許可年月日及び許可番号

平成4年9月17日 [前橋市001-0号]

## エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 4 1 1 番 1、4 1 1 番 4 の一部

## オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積143.6m<sup>2</sup> 保管容量142.7m<sup>3</sup>

## (3) 中間処理施設（破碎）

## ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 4 1 1 番 1、4 1 1 番 4 の一部

## イ 中間処理施設の設置年月日

平成5年1月27日 使用開始

## ウ 中間処理施設の最大処理能力

## (ア) 破碎施設

産業廃棄物の種類及び能力

公開用  
長

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [128t/日]

がれき類 [128t/日]

許可年月日及び許可番号

平成13年4月26日 使用届

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道4 1 1 番1、4 1 1 番4の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積76.9m<sup>2</sup> 保管容量115.5m<sup>3</sup>

(4) 中間処理施設（選別、破碎）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道4 1 1 番3 外1筆

イ 中間処理施設の設置年月日

平成16年10月5日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 選別施設

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 破碎施設

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [41.8t/日]

紙くず [27.8t/日]

木くず [120.3t/日]

繊維くず [19.1t/日]

ゴムくず [32t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [6.6t/日]

許可年月日及び許可番号

平成16年9月8日 [前橋市第032-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道4 1 1 番1、4 1 1 番4の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

(ア) 選別施設

保管面積 197.2m<sup>2</sup> 保管容量 182.8m<sup>3</sup>

公開用

(イ) 破碎施設

保管面積 395.0m<sup>2</sup> 保管容量 354.5m<sup>3</sup>

(5) 中間処理施設（破碎（移動式））

ア 中間処理施設の設置場所

前橋市内一円（産業廃棄物の発生現場に限る）

イ 中間処理施設の設置年月日

平成24年1月31日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力（許可施設については許可年月日及び許可番号）

(7) 破碎（移動式）施設

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [408t/日]

がれき類 [736t/日]

許可年月日及び許可番号

平成24年1月5日 [前橋市第055-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

（移動式処理のため、保管場所なし）

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 保管容量

公開用

3 許可の条件

中間処理施設（破碎（移動式））の駐機場は、群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道332番1の一部とする。

4 許可の更新、変更の状況

昭和62年1月14日	新規許可
平成1年2月1日	変更許可
平成3年4月1日	変更許可
平成4年4月1日	変更許可
平成4年9月2日	変更許可
平成5年1月20日	変更許可
平成6年7月29日	変更許可
平成09年04月01日	更新許可
平成14年4月1日	更新許可
平成17年2月15日	変更許可
平成19年4月1日	更新許可
平成24年4月1日	更新許可
平成24年6月25日	変更許可
平成29年4月1日	更新許可
令和4年4月1日	更新許可



5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出  
あり

 公開用